

## 主な変更・新旧定款条文比較表

事 項	新 条 文 (案)	現 行 条 文
総 会 (条 文)	「社員総会は、定時社員総会として <u>毎年度6月に1回開催する</u> ・・・」(14)	「通常総会は、毎年 <u>3月及び6月</u> に開催する」(19)
議 長	「社員総会の議長は、 <u>代表理事</u> がこれに当たる」(16)	「総会の議長は、 <u>出席会員のうちから選任する</u> 」(21)
議 決 権・ 代 議 員 制	「社員総会における議決権は、 <u>社員1名につき1個とする</u> 」(17)	特段の規定なし。総会「運営規約」で、独自に <u>代議員制度</u> を採用
総会議事録	議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する」(19)	「議事録には、議長のほか、 <u>選出された議事録署名人2人以上</u> が署名押印」(24)
理 事 数	「 <u>11名以上12名以内</u> 」(20)	「 <u>8人以上11人以内</u> 」(11)
役 員 数	「 <u>1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事</u> 」(20)	「理事長1人 <u>副理事長1人</u> 専務理事1人 <u>常務理事2人</u> 」(11)
業務執行理事	「業務執行理事は、 <u>理事会の定めるところにより、業務を分担執行する</u> 」(22)	「副理事長は理事長を補佐し、 <u>専務理事は、常務を掌理し、常務理事は、常務を分掌</u> 」(12)
理事会への報告	「理事長及び業務執行理事は、 <u>3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を</u> 」(22)	規定なし
役員任期	「監事の任期は、 <u>選任後4年</u> ・・・」(24)	「役員任期は、 <u>2年</u> とする」(13)
理事の解任	「社員総会の決議は、 <u>出席した当該社員の議決権の過半数</u> ・・・」(25→18)	「役員は・・・総会において、 <u>4分の3以上の同意</u> により、・・・」(14)
役員損害賠償免責	「理事又は監事 <u>の損害賠償責任を</u> ・・・ <u>理事会の決議によって免除</u> 」(27)	規定なし
理事会の開催	「理事会の決議は、 <u>理事の過半数が出席し、その過半数</u> ・・・」(31)	「理事会は、理事の <u>3分の2以上の出席</u> がなければ開会することができない」(30)
理事会議事録	「理事長及び監事は、 <u>議事録に署名押印</u> 」(32)	「出席理事のうち <u>2人以上</u> ・・・」(32→24)
事業計画・予算承認	「事業計画書、収支予算書・・・は、 <u>理事会の承認を受けなければならない</u> 」(35)	「事業計画書及び収支予算は、 <u>総会の承認</u> を得なければならない」(36)
事業・決算報告の審議等	「事業報告は、 <u>定時社員総会に提出し</u> ・・・ <u>貸借対照表、損益計算書他</u> ・・・ <u>承認</u> 」(35)	「事業報告及び決算書類は、 <u>総会の承認</u> を得なければならない」(37)
認定取り消し財産の寄贈	「 <u>公益目的財産残額</u> ・・・を・・・ <u>認定取り消しの日から1箇月以内に</u> ・・・ <u>寄贈</u> 」(39)	規定なし。新法独自の規定
職 員	「事務局長及び <u>重要な職員</u> は、 <u>理事会の承認</u> を得て」(41)	「事務局長は理事会の承認を得て」(15)